

# 子ども・子育て支援新制度について

保健福祉部児童家庭課

子ども・子育て関連3法（※1）が、平成24年8月に成立し、可能なものから準備を始め、平成27年度から本格施行することとされている。

国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議、同基準検討部会を設置し、基本指針や各種の基準等について具体的な検討を行っており、今後、県、市町村においては、制度施行に係る作業が本格化することになる。

※1：子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 1 制度の概要

### (1) 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行、子ども・子育て支援の質や量の不足、子育ての孤立感と負担感の増加、保育所入所待機児童の増加 等

### (2) 新制度の目指す方向

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）
- 地域の子ども・子育て支援の充実

### (3) 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設  
（地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応）
- 認定こども園制度の改善  
（幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実  
（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）

## 2 制度施行までの主なスケジュール

別紙のとおり

### 3 県のこれまでの取組

#### (1) 市町村、子育て支援関係者等との意見交換会の開催

- 平成 24 年 12 月：子ども・子育て関連 3 法説明会・意見交換会  
(内閣府、厚生労働省、文部科学省の担当課長を迎え市町村担当職員等との会議)
- 平成 25 年 5 月：被災地子ども・子育て懇談会  
(内閣府政策統括官等を迎え、自治体・子育て支援関係者・子育て当事者等との、被災地の実情を踏まえた制度施行の検討を目的とした意見交換会)
- 平成 25 年 6 月：子ども・子育て支援新制度意見交換会  
(県と市町村の担当職員による意見交換、県内 7 地区で実施)

#### (2) 県民等への周知

平成 25 年 3 月：リーフレットを配布（市町村、保育所、幼稚園等に約 7500 部配付）

#### (3) 庁内新制度施行準備連絡会の設置

新制度の円滑な実施を図るため、庁内関係室課による連絡会を設置し、実施体制や支援計画等について調整・検討

### 4 県の今後の取組

#### (1) 岩手県子ども・子育て会議（仮称）の設置

- 子ども・子育て支援事業支援計画や子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するための機関を条例設置予定（法律上は努力義務）
- 構成員は、保育・幼児教育事業者、福祉、健全育成、教育、学識経験者、保健医療、経済労働、子育て当事者等
- 今年度は、いわて子どもプランの進捗状況、子ども・子育て支援事業支援計画の骨子等を審議するため 2 回程度開催

#### (2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

- 平成 26 年 9 月までに、教育・保育等の「量の見込み」「確保方策」の中間的とりまとめ  
平成 27 年 3 月までに、計画策定
- 計画策定にあたっては、子ども・子育て会議から意見を聴取

#### (3) 幼保連携型認定こども園の認可基準の策定

- 幼保連携型認定こども園の認可基準について条例策定、事業者等に周知（平成 26 年度前半）
- 幼保連携型認定こども園の認可等を行う際に意見を聴く合議制の機関の設置（条例設置）

#### (4) 制度施行に向けた実施体制の整備

- 国の窓口一元化に対応する県の体制の整備を検討

#### (5) 県民等への周知

- 国の動向を踏まえつつ、今後も制度について周知

### 5 その他（市町村の取組）

- 市町村版子ども・子育て会議の設置
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定
- 各種基準（条例）の策定（地域型保育事業の認可基準、確認を受ける施設・事業の運営基準、支給認定基準、放課後児童クラブの設備運営基準）
- 制度施行に向けた実施体制の整備
- 住民等への周知
- ※ 当制度は基礎自治体（市町村）が実施主体（国、県は実施主体の市町村を重層的に支える）

# 本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
ω 公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	
			利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討		
		保育計画の改定 (特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

子ども・子育て会議設置  
地方版も  
順次設置

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。